

一般社団法人長野県建設業協会国民保護業務計画

(目的)

第1条 本計画は、一般社団法人長野県建設業協会（以下「本会」という。）が、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）」及び同法第32条に定める「国民の保護に関する基本指針」に基づき、武力攻撃事態及び緊急対処事態において公共施設の応急対策に関し講ずべき措置や実施体制等を定める長野県国民保護計画に従い、「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）」第2条に規定されている武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）における国民保護措置の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

(基本方針)

第2条 本会は、本計画の実施にあたり、長野県、地方公共団体その他武力攻撃事態等対応に係る関係機関（以下「関係機関」という。）と相互に連携を図りながら会員一体となって、公共施設の応急対策に必要な措置等を講ずる。
2 本会が講ずる措置等は、被災情報の収集及び連絡に努めるとともに、長野県、地方公共団体等の要請に基づき、公共施設の応急対策業務へ協力する。

(武力攻撃事態等に対する業務計画の作成)

第3条 本会は、武力攻撃事態等に対し、公共施設の応急対策に必要な措置等を講ずるため、長野県国民保護計画に基づき業務計画を作成する。

(計画の修正)

第4条 本計画を効果的に推進できるよう、今後の状況変化に従い適時この計画の内容に検討を加え、必要に応じ修正する。

(計画における措置の内容)

第5条 本会は、武力攻撃事態等に対処すため、次の措置を実施する。

- 一 武力攻撃事態等に対する本会の体制整備
- 二 武力攻撃事態等における、被災情報の収集
- 三 公共施設の応急対策への協力

(安全の確保)

第6条 会長は、国民保護措置の実施にあたっては、長野県及び関係機関と連携しつつ、会員及び職員等国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする。

(本会における連絡体制等の整備)

第7条 会長は、本会と関係機関、会員との連絡体制等について整備に努めるものとする。

(職員の招集)

第8条 会長は、職員の招集について、緊急連絡網の作成等により職員の確保に努めるものとする。

(平時における関係機関との連絡、協力体制の整備)

第9条 会員は、平時から関係機関との間において、情報連絡や協力体制の整備に努めるものとする。

(国民保護対策本部の設置について)

第10条 長野県国民保護対策本部が設置された場合には、本会に国民保護対策本部を設置し、つぎの業務を行う。

- 一 被災状況の情報収集に関すること
 - 二 関係機関及び会員との連絡調整に関すること
 - 三 公共施設の応急対策に関すること
 - 四 その他必要とされる業務
- 2 対策本部の事務局は、本会事務局に置く。
- 3 対策本部の組織の構成等については、別に定めるところによる。

(緊急対処保護措置の実施等)

第11条 緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、本計画の定めに準じて適宜行うこととする。